

自閉症・情緒障害特別支援学級

新設のお知らせ



令和8年4月に台東区立石浜小学校（台東区清川1-14-21）に
自閉症・情緒障害特別支援学級を新設します。



自閉症・情緒障害特別支援学級とは？

- 自閉症・情緒障害特別支援学級とは、全般的な知的発達の遅れはないが、自閉スペクトラム症や情緒障害（選択性かん黙等）により、通常の学級での指導ではその効果が十分に現れにくい児童を日常的に指導する学級です。
- 1学級8名以内の小集団のなかで、情緒の安定やコミュニケーション能力の育成を目指します。学年相応の教科学習を行いながら、個々の特性や状態に応じた集団適応や対人関係の安定を図り、社会参加に向けた資質を養うため自立活動の指導を実施します。

どのような児童が対象になりますか？

以下の1、2の両方に該当する児童

1 知的発達の遅れがなく、①または②に該当（文部科学省の通知に基づく）

- ① 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のものである。
 - ② 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のものである。
- * 主たる障害が自閉スペクトラム症や情緒障害（選択性かん黙等）であること（医師の診断書が必要）

2 ①または②に該当

- ① 台東区立学校の特別支援教室で指導を受けているが、課題の改善が困難であるもの。
 - ② 通常の学級や知的障害特別支援学級からの転学が適当であると、台東区教育委員会が判断したもの。
- * 就学予定者（新小学校1年生）は、学校における学習上又は生活上の困難さ等を把握することができないため対象となりません。入学後、学校にご相談ください。
- * 通学中の安全性等を考慮し、小学生は原則保護者等による送迎が必要です。



詳細のQ & Aは二次元コードからご確認ください。問い合わせフォームもご活用ください。▶▶

転学相談の流れ

5月～6月末

①保護者から在籍校への事前相談

- ・保護者は、自閉症・情緒障害特別支援学級(情緒固定)への転学を希望する旨を学校に伝えます。
- ・保護者と在籍校でお子さんの現在の課題を共有します。



- ・学校内で、これまでの支援の効果や適切な教育環境について検討します。
- ・学校から学務課へお子さんの情報を共有し、必要に応じて学務課がお子さんの行動観察を行います。
- ・学務課で、情緒固定への転学相談の本申込の対象となるか判断します。

対象

対象ではない

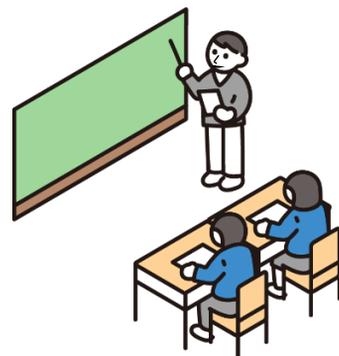
7月18日



②転学相談の本申込

- ・保護者は、申込に必要な書類(在籍校から受け取り、記入)と診断書(かかりつけ医に依頼)を在籍校に提出します。
※申込をしても、転学できない場合があります。

在籍学級や特別支援教室での支援方法を、在籍校と検討します。



8月

③学務課での保護者面談および行動観察

- ・学務課では面談と合わせ、必要に応じてお子さんの在籍校で行動観察や教職員への聞き取りを行います。

8月下旬頃

④自閉症・情緒障害特別支援学級の見学

- ・保護者とお子さんで、石浜小学校内に設置される学級を見学します(後日、学務課から日程を案内します)

審議の結果、他の支援が適当とされた場合

10月頃

⑤転学相談委員会実施～審議の結果説明

- ・医学・教育・心理の専門家等で構成する相談委員会で、転学が望ましいかどうか総合的に審議を行います。
- ・学務課から保護者に審議の結果を伝えます。
- ・在籍校にも学務課から結果を伝えます。



審議の結果、転学が適当とされた場合

3月

⑥転学の手続き

- ・保護者は、在籍校の案内に従い、書類を提出します。
- ・転学先校の案内に従い、転学準備を行います。

台東区教育委員会学務課
特別支援学級担当
電話:03-5246-5838